

鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月28日（金）第3481号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） (総務事務センター取扱い) 1

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第45号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（次条第2項において「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「きいて」を「聴いて」に、「行ない」を「行い」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記第1号様式の2、別記第1号様式の3、別記第4号様式及び別記第4号様式の2中「平

成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第4号様式の3から別記第6号様式までの規定及び別記第7号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月」を「 年 月」に改める。

別記第8号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月から平成 年 月まで」を「 年 月から 年 月まで」に改める。

別記第9号様式及び別記第11号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第12号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記第13号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「支給停止となつた年月 平成 年 月」を

「支給停止となつた年月 年 月」に、「平成 年 月分」を「 年 月分」

に改める。

別記第16号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月」を「 年 月」に改める。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「第26条関係」を「第27条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。